

東京都歴史教育研究会規約の改正について(案)

○第2条を、以下のとおり改正する。

第2条 本会の事務局を原則として会長勤務校に置く。

会 長 鶴飼 敦之

会長勤務校 東京都立武蔵野北高等学校

住 所 東京都武蔵野市八幡町 2-3-10 都立武蔵野北高校内